

学校における感染症対策について

埼玉県立熊谷商業高等学校

学校では多数の生徒・教職員が活動し、いわゆる「3つの密」の状態が起りやすい状況にあり、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しなければなりません。生徒が登校して必要な活動をするために、県教育委員会が示すガイドラインに従い感染症対策を以下のとおり行います。

感染予防について

- ・多数の人が触れる場所を1日1回以上消毒液で清掃します。
- ・消毒液を配置し、必要なときに手指消毒ができる環境を確保します。
- ・校内を片側通行にし、密になるのを避けます。

授業中について

- ・座席間の距離をできる限り確保します。
- ・必要に応じてマスクのほか、フェイスシールドを着用します。
- ・対策を講じて感染の可能性が高い活動は実施しません。

毎日の健康観察について

- ・睡眠、運動、食事に配慮して規則正しい生活を心がけてください。
- ・登校前に家庭で必ず検温と健康観察を実施してください。
- ・風邪症状が続く場合や感染症が疑われる症状がある場合は、医療機関への受診や関係機関への相談を行ってください。
- ・今後の生活、学習などに不安を抱えている場合は、必要に応じて健康相談・教育相談等を実施しますので、学級担任又は養護教諭に連絡してください。

新しい生活様式について

- ・登下校中及び校内では、指示された場合を除き基本的に常時マスクを着用してください。
- ・個人用のハンカチ又はタオルを持参し、他の生徒との共用は避けてください。
- ・登校時、トイレの後、昼食の前後、共用備品を使用した後は、必ず手洗いを実施してください。
- ・教室等は常時2方向の窓・出入口を開放して可能な限り換気してください。また、エアコン・ヒーター使用中も適宜換気してください。
- ・一人一人の身体的な距離を確保し、不必要な身体接触を避けてください。
- ・昼食時は対面を避けるなどの対策をし、静かに昼食をとってください。
- ・食事時のマスクは、清潔なビニール袋等に入れて保管してください。

在校中に発熱等が確認された場合について

- ・保護者に連絡し、生徒は帰宅してもらいます。
- ・帰宅後は自宅で休養し、健康状態を記録してください。
- ・感染症拡大防止のため出席しない場合は「出席停止」となり、欠席日数や授業の欠時数にはカウントされません。

出席停止及び臨時休業について

感染症対策として、下記のような状況において生徒を出席停止とする場合があります。また、学校が臨時休業となる場合もありますのでお知らせします。併せて、生徒や御家族が罹患した場合又は生徒が濃厚接触者となった場合には、速やかに学校へ連絡をくださるようお願いいたします。

○出席停止措置をする場合

- ・生徒が感染者になったとき。
- ・生徒が感染者の濃厚接触者に特定されたとき。
- ・児童生徒が風邪症状により登校を自粛したとき。
- ・家庭内に濃厚接触者や体調不良者がいることにより登校を自粛したとき。

○出席停止措置の解除

- ・保健所等からの助言を踏まえ健康観察を経たうえで、出席停止を解除します。

○臨時休業をする場合

- ・生徒や教職員が感染者になったとき。
- ・生徒や教職員が感染者の濃厚接触者となったとき。

○個人情報の取り扱い

- ・感染者に関する情報は、お知らせしません。